

ID: 239

担当部署: 上下水道局

処分の概要	排水設備等を行う業者の指定		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市下水道条例 第8条第1項		
例 規 番 号	平成17年条例第151号		
【根拠条文】 (排水設備等を行う業者の指定) 第8条 排水設備等の工事を施行する者は、規則で定める基準に適合するものの中から市長が指定する。 2 市長は、前項の指定をするときは、別表第1に定めるとおり手数料を徴収するものとする。 【基準】 根拠条文に同じ、長門市排水設備指定工事店等に関する規則第3条の規定による。 (指定工事店の資格) 第3条 指定工事店は、次に掲げる要件を備えている者でなければならない。 (1) 山口県内に営業所等を有すること。 (2) 責任技術者が1人以上専属していること。この場合において、責任技術者は、複数の指定工事店の責任技術者を兼ねることができない。 (3) 工事の施行に必要な設備及び器材を有していること。 (4) 営業所等の所在地の市町村税の滞納がないこと。 (5) 次のいずれにも該当しないこと。 ア 工事店の代表者が心身の故障により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に行うことができない者 イ 工事店の代表者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ウ 工事店の代表者が責任技術者としての登録を取り消された日から2年を経過していない者 エ 工事店がその業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 オ 指定工事店が第11条第2項の規定により指定を取り消された日から2年を経過していない者 カ 工事店の代表者が長門市暴力団排除条例（平成23年長門市条例第14号）第2条第3号に規定する暴力団員等に該当する場合 キ 法人にあっては、その役員のうちアからカまでのいずれかに該当するものがいる者 2 前項第5号オの規定に該当する場合で、当該指定工事店が法人であるときは、その代表者は、同号オに掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けることはできない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日